

令和 7 年 6 月 教育委員会定例会 会議録

開催日時	令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 3 時 00 分から		
開催場所	田原本町役場 301 会議室		
出席者	教育委員会 （教育長）大村泰弘 （委員）眞田和則 榊井歌世 岡本春江 山田育弘 事務局 森教育部長 森川教育総務課長 安倍教育総務課付課長 久保文化振興課長 山田教育総務課指導主事 中村教育総務課指導主事 奥谷教育総務課課長補佐 澤田文化振興課課長補佐 西嶋文化振興課課長補佐		
欠席者	なし		
開催形態	公開（一部非公開）	傍聴者	なし
次第	報第 6 号	令和 7 年田原本町議会第 2 回（6 月）定例会の報告について	承認
	報第 7 号	私立保育施設講演会等補助金交付要綱の制定について	承認
	議第 9 号	田原本町教育支援委員会規則の一部改正について	可決
	議第 10 号	田原本町就学援助費支給要綱の一部改正について	可決
	議第 11 号	田原本町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について	可決
	議第 12 号	田原本町いじめ防止基本方針の改正について	可決
	議第 13 号	職員の指導上の措置について	可決

議事の内容

教育長

ただいまから 6 月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日は委員の皆様全員の御出席をいただいております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条の会議の開催要件である過半数の出席がありますので、会議が成立することを宣言いたします。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入る前に皆様にお諮りしたいことがあります。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 7 項ただし書きに「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とありますので、私から発議をさせていただきます。また同条第 8 項には「発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。」とされていますので、このまま採決をします。

本日の議第 13 号については、個人情報を含む案件ですので、非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手する者あり）

教育長

全員賛成と認めますので、議第 13 号については非公開とします。

○報第6号 令和7年田原本町議会第2回（6月）定例会の報告について

教育長

それでは報第6号について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

眞田委員

特別支援について、令和5年度から見識のある児童支援コーディネーター方を配置とありますが具体的にどんな方ですか。普段はどこにいらっしゃるのですか。

教育部長

もともと養護学校等の教諭をされていた方を児童支援コーディネーターとして、会計年度任用職員として配置しています。仕事内容は、各小学校を回って経過観察児童の対象となった子の経過観察と、小学校の通級指導教室担当の2つの仕事をしていただきました。令和7年度から奈良県の通級指導の配置が1名から2名になったため、現在は各小学校の経過観察児童の経過を見ていただき、その内容を教員や教育委員会と共有する仕事をしていただいています。普段は平野小学校に席がありますが、各学校へ曜日ごとに回っていただいています。

眞田委員

不登校に対する取り組みについて、以前に磯城郡でオンラインのメタバース事業を行っていましたが、どうなりましたか。

教育総務課長

大和平野中央構想の事業として始まりましたが令和6年度末で終了しております。現在は「ならコネクト」という名称で県の事業として受け継がれ、小学5年生から中学生までを対象としたオンラインでの居場所づくりが実施されています。

眞田委員

オンラインなどの方法は悪くはないが、やはり対面での繋がりの方が効果的なのかなという気がします。

教育長

他にご意見等ございませんか。報第6号については以上といたします。

○報第7号 私立保育施設講演会等補助金交付要綱の制定について

教育長

続きまして議第7号について説明をお願いします。

（事務局説明）

教育長

ご意見等ございませんか。

ないようですので、報第7号については以上といたします。

○議第9号 田原本町教育支援委員会規則の一部改正について

教育長

続きまして議第9号について説明をお願いします。

（事務局説明）

眞田委員

委員長はどなたですか。また、委員を3グループに分けている理由は何ですか。

指導主事

委員長は北小学校長、副委員長は田原本中学校長です。

教育総務課長

昨年までは2班体制でしたが、対象児童の人数も多いため3班にしました。

教育長

それでは採決に移ります。議第9号に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第9号を可決いたします。

○議第10号 田原本町就学援助費支給要綱の一部改正について

教育長

続きまして議第10号について説明をお願いします。

(事務局説明)

教育長

ご意見等ございませんか。

それでは採決に移ります。議第10号に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第10号を可決いたします。

○議第11号 田原本町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

教育長

続きまして議第11号について説明をお願いします。

(事務局説明)

山田委員

給付対象者の幅を狭めたということでしょうか。

教育総務課長

奨励費は、生活保護を受けている場合は受給できません。生活保護対象者で要保護認定されていない方も対象者から除く旨が不明確であったため、今回明文化いたしました。

教育長

他にご質問等ございませんか。

それでは採決に移ります。議第11号に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第11号を可決いたします。

○議第12号 田原本町いじめ防止基本方針の改正について

教育長

続きまして議第12号について説明をお願いします。

(事務局説明)

眞田委員

該当する案件があった場合は基本方針に則り対処するということですね。

教育総務課長

重大事態の予防や事前対策について、この指針に則った対策に取り組むことが今後より重要となります。

教育長

他にご意見等ございませんか。

それでは採決に移ります。議第12号に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第12号を可決いたします。

○その他

教育長

あと一つの案件は非公開ですので、先にその他案件で、委員の皆様から何かありますでしょうか。なければ事務局から連絡事項をお願いします。

(学童保育の利用状況について)

(今年度の運動会の日程について)

(7月定例会の日程について)

○議第13号 職員の指導上の措置について

教育長

それでは冒頭にお諮りさせていただきましたように、ただいまからは非公開となります。

【非公開】

教育長

以上で議事は終了いたしました。これをもちまして、6月の教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時34分 閉会

田原本町教育委員会

教育長 大村 泰弘